

A 6 育児時間と生理日の措置というものがあります。

[解説]

(1) 育児時間

1歳未満の子を育てる女性労働者から請求があった場合、休憩時間とは別に、育児時間を与える必要があります。育児時間は1日2回（1日労働時間が4時間以内の場合は、1日1回）、少なくとも各30分とされています。なお、その時間を有休にすることまでは求められていません。

[労基法67]

(2) 生理日の措置

生理日の女性労働者から請求があった場合、その女性労働者を就業させてはいけません。請求に応じて必要な日数・時間（請求は半日または時間単位でも認められる）、就業させてはならないとなっており、「請求は3日間に限る」などと定めることはできません。なお、その時間を有休にすることまでは求められていません。[労基法68]

☆苦情の自主的解決

経営者は直接差別・間接差別の禁止、母子健康管理などに関して、労働者から苦情を受けたときは、社内に苦情処理機関を設けその処理をゆだねる等、自主的解決を図るように努めなければなりません。自主的解決が図られない場合、それが紛争に発展し、都道府県労働局長による紛争解決の援助、さらには紛争調整委員会における調停に発展する可能性があります。

[均等法68]